

協議第 1 3 9 号

平成 1 7 年 1 1 月 1 7 日 確認

一般職に属する職員の給与調整に係る方針について

一般職に属する職員の給与調整に係る方針について別紙のとおり提出する。

平成 1 7 年 1 0 月 2 1 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

【協議結果】

別紙資料 1 修正及び附帯意見により確認

資料1 級別の主な職務

(1) 行政職給料表

ア 職務の級 10級

局長級の職務
 (困難業務所掌) 部長級の職務 (困難業務所掌) 総合支所長の職務

イ 職務の級 9級

部長級の職務 部次長級の職務
 総合支所長の職務 工事事務所長の職務

ウ 職務の級 8級

副総合支所長の職務 課長(総合支所課長及び教育委員会事務局事務所長を含む。)級の職務

エ 職務の級 7級

担当主幹級の職務

オ 職務の級 6級(これ以下、時間外勤務手当対象)

担当副主幹級(技能労務職を含む。)の職務 副主幹(技能労務職を含む。)の職務

カ 職務の級 5級

主査級の職務 技能長(技能労務職)の職務 主任技能員(技能労務職)の職務など

キ 職務の級 4級

事務吏員(主事)の職務 技術吏員(技師)の職務 主任技能員(技能労務職)及び技能員(技能労務職)の職務など

ク 職務の級 3級～1級

事務吏員(主事)の職務 技術吏員(技師)の職務 技能員(技能労務職)の職務 主事補(1級)の職務 技師補(1級)の職務など

(2) 教育職給料表(一)

ア 職務の級 4級

短期大学の学長の職務 短期大学の教授の職務

イ 職務の級 3級

短期大学の助教授の職務

ウ 職務の級 2級

短期大学の講師の職務

エ 職務の級 1級

短期大学の講師の職務 短期大学の助手の職務

(3) 教育職給料表(二)

ア 職務の級 3級

幼稚園長の職務 幼稚園の(困難業務所掌)主任の職務

イ 職務の級 2級

幼稚園の主任の職務 幼稚園の教諭及び養護教諭の職務

ウ 職務の級 1級

幼稚園の助教諭及び養護助教諭の職務

協議第139号に係る附帯意見

現下の厳しい地方財政の状況を鑑みれば、合併後も行財政改革を強力に推進していく必要があり、職員の給与については次のとおり対処されることを附帯意見として付すものとする。

記

- 1 本年8月の人事院の給与勧告において示された給与構造の改革を早期に実施することにより、地域の民間給与の実態に適応した給与水準への引下げを図るとともに、併せて、昇給停止（抑制）年齢の引下げ及び枠外昇給制度の廃止を図ること。
- 2 職務給の原則を厳守し、級別職務分類表に適合しない級への格付け、いわゆる「わたり」については、絶対に行わないこと。
- 3 技能労務職（現業職員）については、将来においても行政職給料表6級までの適用を厳守すること。
- 4 特殊勤務手当については、合併後も引き続き見直しを行い、適正化を図ること。
- 5 正規職員数については、行財政改革の推進等により、合併後10年目を待たずに2,500人以下の体制を目指すとともに、臨時職員、非常勤職員及び嘱託職員についても、地方公務員法を踏まえ適切な対応を図り、保育士等の専門職補助を除き、円滑かつ段階的な人員削減を図り、人件費の予算の縮減に努めること。

平成17年11月17日

津地区合併協議会
会長 近藤 康雄

一般職に属する職員の給与調整に係る方針について

1 確認済みの方針（合併協定書第10項）

- (1) 職員の給与の取扱いについては、地方公務員法に照らしながら統一を図る。
- (2) 職員の給料については、新市において財政状況を考慮しつつ、段階的に調整し、統一を図る。

2 給与調整の方針

(1) 給与の種類

一般職に属する職員（臨時職員、非常勤職員及び嘱託職員を除く。以下同じ。）の給与は、地方自治法の規定に基づき、給料並びに扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とする。

(2) 給料表の種類

給料表の種類は、次のとおりとする。

- ア 行政職給料表
- イ 教育職給料表（一）
- ウ 教育職給料表（二）

〔行政職給料表〕

- (ア) 教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）の適用を受けない一般職に属する職員に適用する。
- (イ) 国家公務員の行政職俸給表（一）（他の俸給表の適用を受けない職員に適用）に準拠する。
- (ウ) 新市の規模及び組織や三重県・他都市の状況等を勘案し、国家公務員の行政職俸給表（一）11級制のうち10級までを引用する。
- (I) 技能労務職（現業職員）については、行政職給料表（6級まで）の適用とする。

〔教育職給料表（一）〕

- (ア) 三重短期大学の学長、教授、助教授、講師及び助手に適用する。
- (イ) 国家公務員の教育職俸給表（一）（国の大学に準ずる教育施設の職員に適用）に準拠することとし、三重短期大学の職員の職務、職責等を勘案し、同表4級制のすべてを引用する。

〔教育職給料表（二）〕

- (ア) 幼稚園の園長、主任、教諭、助教諭、養護教諭及び養護助教諭に適用する。ただし、現在、行政職給料表の適用を受けている職員については、当分の間、行政職給料表を適用する。
- (イ) 国家公務員（中学校、小学校及び幼稚園の教員）に適用される俸給表が廃止されたため、同趣旨の三重県の中学校・小学校教育職給料表に準拠することとし、幼稚園の職員の職務、職責等を勘案し、同表4級制のうち3級までを引用する。

(3) 給料の格付け等

ア 合併関係市町村等の職員個々の採用年月日、在職年数、職種、職位及びその経験年数、年齢等を調査・整理し、新市の組織における級別の職務（資料1参照）・職位への職員の格付け基準を定め、これにより、合併時の職員個々の職務の級及号給（給料月額）を決定（格付け）する。

イ アにより決定（格付け）された給料月額（以下「格付け額」という。）と合併の日の前日の給料月額（以下「現給の額」という。）との間に格差が存する場合は、次のとおり取り扱う。

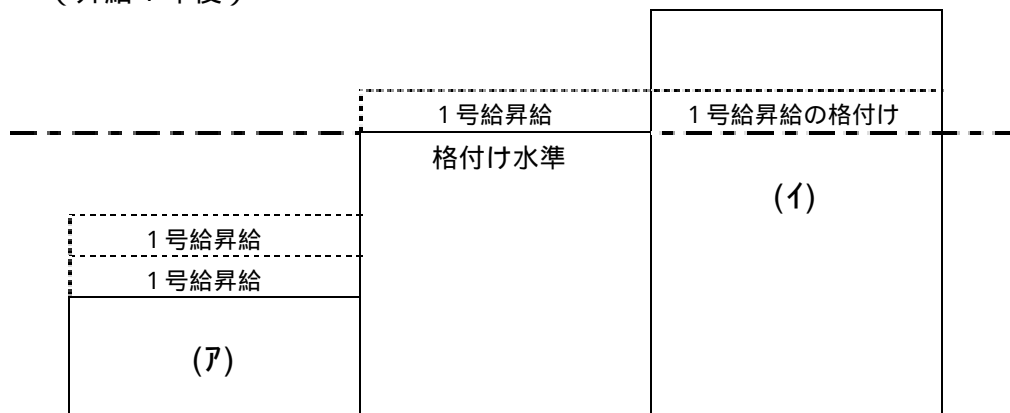
(ア) 現給の額が格付け額より下回る場合

上記1(2)の確認済みの方針を踏まえ、合併時は、現給の額に相当する職務の級（職位）における号給（その号給がない場合は直近上位の号給）を給することを基本とし、合併後3年程度の間昇給期間の短縮により調整を図るが、この間に当該調整が完了しない場合は、引き続き調整を図る。

(イ) 現給の額が格付け額より上回る場合

合併時以降、アによる給料の格付けは行うが、現給の額（給料表の改定等がある場合は、当該改定後等の給料月額）を支給することとし、当該格付け額が現給の額に達するまでの間、昇給を延伸する。また、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当等、職場での勤務実績に応じて支給される手当及び管理職手当の支給額については、当該格付け額に基づいて調整する。

（昇給1年後）



(4) 各種手当の取扱い及び特殊勤務手当の見直し

上記(1)の各種手当の取扱いについては、国家公務員の各種手当の取扱いに準拠する。

また、特殊勤務手当については、平成16年12月の総務省による都道府県等に対する「特殊勤務手当実態調査の結果」及び見直しの取組み要請を踏まえ、

ア 時代の変化に応じ、対象業務に対する支給の必要性及び妥当性を検証し、税・保険料の賦課徴収事務への従事等に対する月額支給の廃止など、10数種類に及ぶ当該手当の削減

イ 死体の火葬処理業務やごみの収集・処分業務への従事に対する支給など、その支給方法が月額となっている10種類以上の当該手当については、その妥当性等を検討し、対象業務に従事した場合ごとに、日額又は件数当たりの額での支給への切り替え

等の調整を合併までに行う。

(5) その他

上記の方針にかかわらず、今後、国等において給与にかかわり制度の見直し・改正等があった場合は、これに準拠して制度の見直し・改正等を行い、これに基づき取り扱う。

資料1 級別の主な職務

(1) 行政職給料表

ア 職務の級 10級

局長級の職務 部長級の職務 (困難業務所掌) 総合支所長の職務

イ 職務の級 9級

部次長級の職務 総合支所長の職務 工事事務所長の職務

ウ 職務の級 8級

副総合支所長の職務 課長(総合支所課長及び教育委員会事務局事務所長を含む。)級の職務

エ 職務の級 7級

担当主幹級の職務

オ 職務の級 6級(これ以下、時間外勤務手当対象)

担当副主幹級(技能労務職を含む。)の職務 副主幹(技能労務職を含む。)の職務

カ 職務の級 5級

主査級の職務 技能長(技能労務職)の職務 主任技能員(技能労務職)の職務など

キ 職務の級 4級

事務吏員(主事)の職務 技術吏員(技師)の職務 主任技能員(技能労務職)及び技能員(技能労務職)の職務など

ク 職務の級 3級~1級

事務吏員(主事)の職務 技術吏員(技師)の職務 技能員(技能労務職)の職務 主事補(1級)の職務 技師補(1級)の職務など

(2) 教育職給料表(一)

ア 職務の級 4級

短期大学の学長の職務 短期大学の教授の職務

イ 職務の級 3級

短期大学の助教授の職務

ウ 職務の級 2級

短期大学の講師の職務

エ 職務の級 1級

短期大学の講師の職務 短期大学の助手の職務

(3) 教育職給料表(二)

ア 職務の級 3級

幼稚園長の職務 幼稚園の(困難業務所掌)主任の職務

イ 職務の級 2級

幼稚園の主任の職務 幼稚園の教諭及び養護教諭の職務

ウ 職務の級 1級

幼稚園の助教諭及び養護助教諭の職務

合併関係市町村等におけるラスパイレース指数の状況

年 市町村名等	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平均
三重県	102.6	102.7	102.3	100.1	101.9
津市	100.5	100.3	99.8	98.7	99.8
久居市	100.7	101.0	101.1	98.1	100.2
河芸町	93.7	93.9	93.7	90.6	93.0
芸濃町	93.2	92.8	92.7	94.6	93.3
美里村	92.2	93.2	94.4	94.5	93.6
安濃町	95.8	94.7	92.2	91.2	93.5
香良洲町	89.9	91.7	93.4	91.9	91.7
一志町	94.6	97.1	96.3	94.2	95.6
白山町	98.3	97.3	97.1	94.0	96.7
美杉村	97.8	98.2	98.7	96.9	97.9
10市町村均	95.7	96.0	95.9	94.5	95.5

※ ラスパイレース指数は、地方公共団体の一般行政職に係る給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレース方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものです。

合併関係市町村における学歴別・経験年数別平均給料月額状況

(単位:百円)

学歴	経験年数	国家公務員	三重県	合併関係市町村(総計)	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
大学卒	15年以上20年未満	3,643	3,619	3,423	3,473	3,348	3,345	3,341	3,482	3,345	3,359	3,154	3,316	3,013
	20年以上25年未満	4,155	4,052	3,800	3,883	3,786	3,717	4,065	—	3,823	—	3,835	3,569	—
	25年以上30年未満	4,481	4,301	4,091	4,102	4,225	4,008	3,945	3,962	3,986	4,127	4,003	4,018	4,098
	30年以上35年未満	4,574	4,664	4,428	4,384	4,689	4,190	—	—	4,439	—	—	4,269	—
	35年以上	4,725	4,902	4,669	4,591	5,107	4,376	—	—	—	—	—	—	—
短大卒	15年以上20年未満	3,192	3,191	2,937	3,152	2,857	—	—	—	—	2,714	2,793	2,921	3,011
	20年以上25年未満	3,736	3,814	3,486	3,634	3,359	3,431	—	3,573	—	—	—	—	3,486
	25年以上30年未満	4,090	4,069	3,869	3,964	—	3,606	—	3,997	3,663	3,962	3,945	3,778	—
	30年以上35年未満	4,353	4,308	4,086	4,175	4,291	2,765	—	3,962	3,878	4,014	4,031	3,962	—
	35年以上	4,469	4,545	4,202	4,462	4,633	3,628	—	—	3,816	—	4,341	3,962	—
高校卒	15年以上20年未満	3,058	3,005	2,966	3,018	2,921	—	—	2,609	—	3,131	2,860	—	2,882
	20年以上25年未満	3,561	3,627	3,441	3,748	3,489	—	3,427	3,090	3,468	—	3,452	3,285	3,481
	25年以上30年未満	3,979	3,986	3,782	3,859	3,914	3,620	3,771	3,791	3,823	3,482	3,938	3,737	3,619
	30年以上35年未満	4,244	4,289	4,085	4,092	4,230	3,981	3,807	4,095	4,034	3,590	4,135	4,100	3,991
	35年以上	4,401	4,523	4,390	4,398	4,670	4,202	4,325	4,343	4,226	4,369	4,511	4,300	4,266

※ 上記平均給料月額は、平成17年 地方公務員給与実態調査等による。

※ 表中の合併関係市町村(総計)は、合併関係市町村における職員に係る学歴別・経験年数別の給料月額の総額を当該学歴別・経験年数別の職員数で除して得た額を平均給料月額としています。

※ 表中の「—」は、該当者無しを表しています。

職員配置人員

配置人員は、平成17年4月1日現在の職員数3,119人を基本としており、平成18年1月1日及び同年4月1日時点では退職者人員又は採用者人員等の関係から、若干減員等がなされることとなります。

本庁等職員配置人員

配置人員は、概数を示す。
単位:人

部 等	配 置 人 員	備 考
市長公室	48	東京事務所職員を含む。
防災危機管理室	12	
総務部	45	(仮称)津市ケーブルテレビシステム放送通信センターの職員を含む。
財務部	118	
市民部	58	12出張所、津市斎場、アストプラザオフィス、津リージョンプラザ及び津市中央市民館の出先機関職員を除く。
環境部	134	環境事業課職員を含み、衛生中継所、西部クリーンセンター等の出先機関職員を除く。
健康福祉部	127	保育所、療育センター、保健センター等の出先機関職員を除く。
商工観光部	35	
農林水産部	44	
競艇事業部	35	
都市計画部	100	久居工事事務所職員を含む。
建設部	115	建設作業事務所職員を含む。
下水道部	86	中央浄化センター職員を含む。
水道局	130	管理者を除き、浄水場及び水道事業所・美杉分室の職員を含む。
消防本部・消防署	343	消防長を除く。
収入役室	13	
短期大学	14	学長及び担当教員を除く。
議会事務局	13	
教育委員会事務局	120	教職員及び教育研究所職員を含み、図書館職員及び幼稚園職員等を除く。(教育)事務所職員は、含まず(別途記載)。
選挙管理委員会事務局	6	
監査事務局	7	
農業委員会事務局	6	
合 計	1,609	兼職及び併任の職員は含まず。

配置人員は、平成17年4月1日現在の職員数3,119人を基本としており、平成18年1月1日及び同年4月1日時点では退職者人員又は採用者人員等の関係から、若干減員等がなされることとなります。

総合支所等職員配置人員

配置人員は、概数を示す。

単位:人

総合支所	配置人員 (派遣職員を含み、出先機関等職員を除く。)	教育委員会事務局事務所	配置人員 (派遣職員を含み、出先機関等職員を除く。)	合計
久居総合支所	130	教育委員会事務局久居事務所	17	147
河芸総合支所	54	教育委員会事務局河芸事務所	12	66
芸濃総合支所	40	教育委員会事務局芸濃事務所	6	46
美里総合支所	34	教育委員会事務局美里事務所	5	39
安濃総合支所	47	教育委員会事務局安濃事務所	5	52
香良洲総合支所	28	教育委員会事務局香良洲事務所	4	32
一志総合支所	58	教育委員会事務局一志事務所	9	67
白山総合支所	61	教育委員会事務局白山事務所	9	70
美杉総合支所	41	教育委員会事務局美杉事務所	5	46
合計	493		72	565 (兼職及び併任の職員は、含まず。)

その他出先機関等職員配置人員

配置人員は、概数を示す。

単位:人

出先機関等	配置人員 (現状を基本)	出先機関等	配置人員 (現状を基本)	備考
保育園等	333	幼稚園	174	
小学校	153	出張所	50	
保健センター	44	中学校	32	
文化センター等	26	その他	133	
合計		945		兼職及び併任の職員は、含まず。

級別標準職務による比較

職務の級	国（行政職俸給表（一））	三重県	四日市市	新「津市」	津市	久居市
11級	・本省の部長 ・本省の特に重要な業務を所掌する課長 など	・本庁の部長	8級（実質、国の11級） ・部長、理事及び市長が指定する職 など			
10級	・本省の課長又は困難業務所掌の室長 ・特に困難な業務を所掌する府県単位の機関の長 など	・本庁の困難業務を行う次長	7級（実質、国の10級） ・部次長 ・参事及びこれに相当する職 など	・局長級 ・部長級 ・困難業務所掌の総合支所長		
9級	・本省の室長 ・困難業務所掌の府県単位の機関の長 など	・本庁の次長 ・本庁の困難業務を行う課長	6級（実質、国の9級） ・課（室）長及びこれに相当する職 ・副参事及びこれに相当する職 など	・部次長級 ・総合支所長 ・工事事務所長	・局長及び局長相当職 ・部長及び部長相当職 ・困難業務所掌の部次長及び部次長相当職	8級（実質、国の9級） ・本庁の部長
8級	・本省の困難業務処理の課長補佐 ・府県単位の機関の長又は困難業務所掌の課長 ・困難業務所掌の地方出先機関の長 など	・本庁の課長 ・本庁の困難業務を行う課長補佐	5級（実質、国の8級） ・課（室）長補佐及びこれに相当する職 ・課付主幹及びこれに相当する職 など	・副総合支所長 ・課長（総合支所課長及び教育委員会事務局事務所長を含む。）級	・部次長及び部次長相当職 ・課長及び課長相当職	7級（実質、国の8級） ・本庁の課長
7級	・本省の課長補佐 ・府県単位の機関の相当困難業務所掌の課長 ・相当困難業務所掌の地方出先機関の長又は地方出先機関の特に困難な業務を所掌する課長 など	・本庁の課長補佐 ・困難業務を行う主幹	4級（実質、国の7級） ・困難業務分掌の係長及びこれに相当する職 ・困難業務分掌の主幹及び主任 ・主査及び技能士 など	・担当主幹級	・担当主幹及び担当主幹相当職	6級（実質、国の7級） ・出先機関の長
6級	・本省の困難業務分掌の係長 ・府県単位の機関の特に困難な業務を分掌する係長 ・地方出先機関の困難業務所掌の課長 など	・主幹 ・本庁の困難業務を行う係長	3級（実質、国の6級） ・係長及びこれに相当する職 ・主幹及び主任 ・副主査及び技能士補 など	・担当副主幹級（技能労務職を含む。） ・副主幹（技能労務職を含む。）	・相当の知識又は経験を必要とする担当副主幹 ・相当の知識又は経験を必要とする出先機関の長 ・副主幹	5級（実質、国の6級） ・課長補佐 ・困難業務を行う係長 ・特に高度の知識又は経験を必要とする困難業務を行う職務
5級	・本省の相当困難業務分掌の係長 ・府県単位の機関の困難業務分掌の係長 ・地方出先機関の課長又は困難業務分掌の係長 など	・本庁の係長 ・困難業務を行う主任	2級（実質、国の1～5級） ・高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務 など 1級（実質、国の1～5級） ・定型的業務を行う職務	・主査級 ・技能長（技能労務職） ・主任技能員（技能労務職） など	・担当副主幹 ・出先機関の長 ・主査 ・技能長 ・相当の知識又は経験を必要とする主任（主事、技師及び保育士に限る。）の職務 ・相当高度の知識又は経験を必要とする主任（主事、技師及び保育士を除く。）の職務 など	4級（実質、国の5級） ・係長 ・高度の知識又は経験を必要とする困難な業務を行う職務
4級	・本省又は府県単位の機関の係長又は困難業務を処理する主任 ・地方出先機関の相当困難業務分掌の係長又は困難業務処理の主任 など	・主任		・事務吏員（主事） ・技術吏員（技師） ・主任技能員（技能労務職）及び技能員（技能労務職） など	・主任（主事、技師及び保育士に限る。）の職務 ・相当の知識又は経験を必要とする主任（主事、技師及び保育士を除く。）の職務 など	3級（実質、国の3級及び4級） ・相当の知識又は経験を必要とする職務
3級	・主任 ・特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	・高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務		・事務吏員（主事） ・技術吏員（技師） ・技能員（技能労務職） など	・主任（主事、技師及び保育士を除く。）の職務 ・相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う吏員の職務 ・相当高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務	
2級	・相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	・相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務		・事務吏員（主事） ・技術吏員（技師） ・技能員（技能労務職） など	・相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 ・相当の技能又は経験を必要とする技能労務の職務	・一般的業務を行う職務 ・定型的業務で経験を必要とする職務
1級	・定型的業務を行う職務	・定型的業務を行う職務		・事務吏員（主事） ・技術吏員（技師） ・技能員（技能労務職） ・主事補 ・技師補 など	・定型的業務を行う職務 ・技能労務の職務	・定型的業務を行う職務

級別標準職務による比較

職務の級	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	白山町	美杉村
11級								
10級								
9級								
8級	・ 総括監、相当の知識又は経験を必要とする部長及び参事	参事（職位） ・ 課長及び極めて困難な業務を所掌する課長	・ 参事又はこれに相当する職務	・ 参事又はこれに相当する職務	・ 総括参事又はこれと同等の困難な職務で規則で定める職務	・ 参事 ・ 総括的業務を担当する課長	・ 参事又はこれと同等職	・ 参事
7級	・ 部長、参事、監及び相当の知識又は経験を必要とする課長	副参事（職位） ・ 課長及び困難な業務を所掌する課長	・ 副参事又はこれに相当する職務	・ 副参事又はこれに相当する職務	・ 課長又は参事、これと同等の困難な職務で規則で定める職務	・ 議会事務局長、課長、副参事 ・ 教育次長	・ 課長又はこれと同等職	・ 課長、議会事務局長、副参事及び検査監
6級	・ 課長及び副参事	副参事、主幹（職位） ・ 課長、課長補佐、園長	・ 課長 ・ 主幹 ・ 保健師 ・ 幼稚園長又はこれに相当する職務	・ 課長又はこれに相当する職務 ・ 幼稚園長又はこれに相当する職務 ・ 保育園長又はこれに相当する職務	・ 課長補佐又はこれと同等の困難な職務で規則で定める職務	・ 出先機関の長 ・ 室長、検査監、対策監、調整監 ・ 総括主幹、総括副主幹	・ 課長補佐又はこれと同等職	・ 課長補佐、出納室長、監査室長及び主幹
5級	・ 課長補佐及び相当の知識又は経験を必要とする主幹	主幹、主査（職位） ・ 課長補佐、係長、園長、主任（職位が主査の場合は課長補佐、係長、係の業務を行う職務） など	・ 課長補佐 ・ 主査 ・ 保健師 ・ 幼稚園教諭	・ 課長補佐又はこれに相当する職務 ・ 幼稚園の副園長又はこれに相当する職務 ・ 保育園の副園長又はこれに相当する職務	・ 主幹又はこれと同等の困難な職務で規則で定める職務	・ 課長補佐、室長補佐、主幹	・ 主幹又はこれと同等職	・ 係長、地域住民センター長、保育所長、幼稚園長、室長（6級に掲げる室長を除く。）及び主査
4級	・ 主幹、係長、相当の知識又は経験を必要とする主査 など	主査（職位） ・ 課長補佐、係長、係の業務を行う職務 など	・ 主査 ・ 保健師 ・ 幼稚園教諭	・ 係長又はこれに相当する職務 ・ 幼稚園の主任又はこれに相当する職務 ・ 保育園の保育主任又はこれに相当する職務	・ 係長、主査及びこれと同等の困難な職務	・ 係長、主査 ・ 総括的業務を担当する保健師	・ 係長又はこれと同等職	・ 係主任
3級	・ 主査及び相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主査（職位） ・ 係長、係の業務を行う職務 など	・ 主任 ・ 保健師 ・ 幼稚園教諭	・ 主査 ・ 幼稚園の教育主査 ・ 保育園の保育主査	・ 相当困難な業務を行う吏員	・ 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 ・ 高度の知識又は経験を必要とする保育士等及び保健師	・ 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	・ 高度で専門的な知識経験を有する吏員
2級	・ 知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主事（職位） ・ 係の業務を行う職務、知識又は経験を必要とする業務を行う職務	・ 主事 ・ 保健師 ・ 幼稚園教諭	・ 主事、技師 ・ 幼稚園の主教諭 ・ 保育園の主保育士	・ 吏員	・ 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 ・ 知識又は経験を必要とする保育士等 ・ 保健師	・ 相当の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	・ 中級的な知識経験を有する吏員
1級	・ 定型的業務を行う職務	主事補（職位） ・ 係の業務を行う職務、定型的業務を行う職務	・ 主事補 ・ 保健師 ・ 幼稚園教諭	・ 主事補、技師補 ・ 幼稚園の教諭 ・ 保育園の保育士	・ 定型的業務を行う吏員及び雇	・ 定型的業務を行う職務 ・ 保育士等	・ 定型的業務を行う職務	・ 定型的業務に従事する吏員

一般職に属する職員に係る給料等の増減比較

単位：千円

科 目		平成17年度	平成18年度	比較増減	対前年比
全 会 計	給料	12,526,741 (3,119人)	12,432,000 (3,084人)	94,741 (35人)	0.8 %
	職員手当等	7,397,510	7,274,000	123,510	1.7 %
	扶養手当	363,455	363,000	455	0.1 %
	調整手当	776	2,000	1,224	157.7 %
	住居手当	95,659	100,000	4,341	4.5 %
	通勤手当	197,990	216,000	18,010	9.1 %
	特殊勤務手当	127,303	97,000	30,303	23.8 %
	時間外勤務手当	785,968	790,000	4,032	0.5 %
	宿日直手当	12,106	2,000	10,106	83.5 %
	夜間勤務手当	67,332	67,000	332	0.5 %
	休日勤務手当	164,908	167,000	2,092	1.3 %
	管理職手当	451,395	455,000	3,605	0.8 %
	管理職員特別勤務手当	35,044	37,000	1,956	5.6 %
	期末勤勉手当	5,032,628	4,919,000	113,628	2.3 %
	義務教育等教員特別手当	616	1,000	384	62.3 %
	兼務手当	3,281	3,000	281	8.6 %
	児童手当	55,437	55,000	437	0.8 %
	その他	3,612	0	3,612	100.0 %
	共済費	3,251,073	3,264,000	12,927	0.4 %
計	23,175,324	22,970,000	205,324	0.9 %	
退職手当	344,864 (14人)	537,000 (24人)	192,136	55.7 %	
(職員退職手当組合負担金)	894,056	841,000	53,056	5.9 %	

議会の議員に係る報酬等並びに市(町・村)長、助役、収入役等、常勤の監査委員及び教育長に係る給料等を除く。

平成17年度については、合併関係市町村等における当初予算額による。

平成18年度については、職員数の減、普通(定期)昇給及び当該給与調整に係る方針による見込み額であり、平成17年人事院勧告に係る給与勧告及び給与構造の改革による給与改定等を除く。

退職手当に係る職員数については、定年退職予定者数による。

職員に係る人件費シミュレーション(当初予算ベース)

区 分	参考	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人件費	24,414	24,348	25,046	25,097	24,525	23,957	22,984	22,576	21,588	21,666	20,715
(増減額)	—	△ 66	698	51	△ 572	△ 568	△ 973	△ 408	△ 988	78	△ 951
給料・諸手当	19,924	19706	19527	19156	18620	18109	17655	17214	16748	16358	15840
退職手当	1,239	1378	2284	2768	2820	2848	2404	2510	2065	2598	2251
津市退職手当	345	537	1450	1950	2025	2075	1650	1775	1350	1900	1575
退手組合負担金	894	841	834	818	795	773	754	735	715	698	676
共済等負担金	3,251	3264	3235	3173	3085	3000	2925	2852	2775	2710	2624
参考:退職手当を除いた人件費	23,175	22970	22762	22329	21705	21109	20580	20066	19523	19068	18464
増減額	—	△ 205	△ 208	△ 433	△ 624	△ 596	△ 529	△ 514	△ 543	△ 455	△ 604
増減累計	—	△ 205	△ 413	△ 846	△ 1470	△ 2066	△ 2595	△ 3109	△ 3652	△ 4107	△ 4711

※H17津市退職手当額は当初予算計上分のみを計上

全会計職員数	3,119	3,084	3,056	2,998	2,914	2,834	2,763	2,694	2,621	2,560	2,479
普通会計職員数		2,748	2,723	2,671	2,596	2,524	2,461	2,399	2,334	2,280	2,207
うち津市		1,434	1,421	1,394	1,355	1,317	1,284	1,252	1,218	1,190	1,152
うちその他		1,314	1,302	1,277	1,241	1,207	1,177	1,147	1,116	1,090	1,055
全会計退職者数	79	47	98	142	136	121	117	124	103	137	106

人口規模28万～32万都市におけるラスパイレース指数の状況

年 市町村名等	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平均
三重県	102.6	102.7	102.3	100.1	101.9
津市	100.5	100.3	99.8	98.7	99.8
函館市	99.2	99.1	97.9	95.4	97.9
青森市	102.5	102.8	102.5	100.4	102.1
盛岡市	103.7	103.5	103.0	100.5	102.7
前橋市	102.0	101.7	101.8	99.3	101.2
高崎市	102.4	102.0	101.3	99.3	101.3
川越市	103.2	101.9	101.2	99.0	101.3
越谷市	99.7	99.7	99.5	97.7	99.2
市原市	103.3	103.1	102.7	100.8	102.5
長岡市	103.2	101.7	101.8	99.6	101.6
春日井市	99.0	97.7	97.7	95.3	97.4
四日市市	104.7	104.8	104.4	102.2	104.0
大津市	102.7	102.9	102.3	98.9	101.7
明石市	103.8	103.1	103.0	100.8	102.7
下関市	104.1	103.9	102.4	100.3	102.7
久留米市	104.6	104.5	104.3	102.6	104.0
那覇市	101.0	101.1	101.0	98.5	100.4
平均	102.4	102.1	101.7	99.4	101.4

※ ラスパイレース指数は、地方公共団体の一般行政職に係る給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレース方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものです。

人口規模28万～32万都市における行政職給料表に係る級構成の比較

市 町 村 名 等	級 構 成
三 重 県	11級制
津 市	9級制
函 館 市	9級制 (実質、国の10級制)
青 森 市	10級制
盛 岡 市	10級制
前 橋 市	9級制 (実質、国の10級制)
高 崎 市	9級制 (実質、国の10級制)
川 越 市	9級制 (実質、国の11級制)
越 谷 市	8級制 (実質、国の10級制)
市 原 市	9級制
長 岡 市	10級制
春 日 井 市	10級制
四 日 市 市	8級制 (実質、国の11級制)
大 津 市	10級制 (実質、国の11級制)
明 石 市	8級制 (実質、国の10級制)
下 関 市	10級制
久 留 米 市	9級制
那 覇 市	8級制 (実質、国の10級制)
16市(三重県及び津市を除く。)	9級制:2市、10級制:11市、11級制:3市

職員配置人員比較表(本庁等職員配置人員)

単位:人

部 等	新市配置人員 (A)	津市配置人員 (H17.4.1現在) (B)	増減比較 (A-B)	備 考
市長公室	48	70	-22	現行の政策課公文書担当、広報担当、統計担当及び情報企画課は総務部へ移行
防災危機管理室	12		12	
総務部	45		45	
財務部	118	93	25	
市民部	58	57	1	現行の防災安全室は防災危機管理室へ移行
環境部	134	118	16	
健康福祉部	127	95	32	
商工観光部	35	26	9	現行のサイエンスシティ推進部(東京事務所を除く。)並びに産業労働部商工労政課及び商業活性化室により構成
農林水産部	44	20	24	現行の産業労働部農林水産課(中勢農業共済事務組合事務局を含む。)により構成
競艇事業部	35	35	0	
都市計画部	100	64	36	
建設部	115	92	23	
下水道部	86	70	16	
水道局	130	86	44	
収入役室	13	10	3	
短期大学	14	12	2	
議会事務局	13	10	3	
教育委員会事務局	120	89	31	
選挙管理委員会事務局	6	4	2	
監査事務局	7	5	2	
農業委員会事務局	6	4	2	
合 計	1,266	960	306	
消防本部・消防署	343	216	127	久居地区広域消防組合の職員数128人

※ 新市配置人員は、概数を示す。

臨時職員等配置状況

H17.4.1現在

	合 計	津 市	合併関係市町村 (津市を除く。)
	人	人	人
臨時職員	1,069	471	598
事務補助	165	69	96
保育士等専門職補助 (保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、 小中学校非常勤講師、司書等)	324	138	186
その他技能労務補助 (運動・観光・コミュニティ施設作業員、 保育所作業員、学校用務員等)	580	264	316
非常勤職員(審議会等委員等を除く。)	104	21	83
合 計	1,173	492	681